規制改革ホットライン処理方針(案) (令和5年11月16日から令和6年1月19日までの回答)

地域産業活性化ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
No.67農地所有適格法人の要件緩和	その他	0	1
店舗納品荷下ろし時の路上駐車規制緩和	現行制度下 で対応可能	0	2
駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証の 発行	現行制度下 で対応可能	0	3
食品寄贈における食品関連事業者の免責	【消費者庁】 検討に着手 【厚生労働 省】対応不可	Δ	4

(注)

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要さないと判断した事項

地域産業活性化班関連 番号:1

受付日	所管省庁への検討要請日 令和5年11月17日 回答取りまとめ日 令和5年12月13日
提案事項	No.67 農地所有適格法人の要件緩和
具体的内容	わが国農業の振興や農地の荒廃を回避するためにも、農地所有適格法人の要件を緩和すべきである。特に、①一定の要件を満たす公開会社による農地所有の容認や、②上場持株会社(HD)の連結子会社の農地所有適格法人に関しても、農業者以外の者の持株比率を100%まで認めるべきである。
	現行の農地法において、農地所有適格法人となる株式会社は「公開会社でないもの」に限られている。そのため、 農地所有適格法人になることができない農業法人は、賃貸借形式でしか農地や採草放牧地を確保することができず、また、農地所有適格法人は上場による資金調達が難しい。
提案理由	特に、このことが農業を大規模かつ安定的に経営していく上で障害となっている。例えば、天候による影響を受けにくい生産施設(農業用ハウス、ICT等の先端技術と販売力を融合させ、かつ地域資源エネルギーを活用した次世代施設園芸)や、アニマルウェルフェアにも配慮した大規模な酪農施設などを建設・運営しても、土地に関して期間満了に伴う返却を求められた際は多額の建設費用をかけたものが何ら補償なく原状回復を行わねばならず、資産除去債務を計上する必要があり、損益計算上のコストが増大するという実態が発生する。
	また、農業法人の経営にあたって、上場による資金調達を志向する企業も近年増加している中、農地所有適格法人では、農業者以外の者の議決権は総議決権の2分の1未満とされており、株主による牽制機能等ガバナンス面での問題が考えられる。
	(要望実現により)上場後も資本政策や資金調達等において不透明な制限を受けることがなくなり、かつ公正な開示ルールに従うことで社会全体による適切な企業統治・牽制も保たれると考える。併せて、わが国の食料自給率の向上に向け、農業の大規模化や6次産業化の推進の観点からも、農地を所有する株式会社に係る株式を上場させることは、ヒト・モノ・カネの側面からも少子高齢化に伴うわが国農業の衰退を回避する上での有力な選択肢になると期待される。
提案主体	一般社団法人日本経済団体連合会
	所管省庁農林水産省
制度の現状	農地所有適格法人とは、①株式会社の場合にあっては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の合計が当該法人の総議決権の過半を占めること等とされています。
 該当法令等	農地法第2条第3項及び第3条第2項

	所管省庁	農林水産省			
制度の現状		くとは、①株式会社の場合にあっては、公開会社でないこと、②農業関係者の有する議決権の総議決権の過半を占めること等とされています。			
該当法令等	農地法第2条第3項	反び第3条第2項			
対応の分類	その他				
対応の概要	す。 一方、農地所有適からの撤退、農地のと考えております。 なお、農地所有適において、 ① 食料安全保障を ② 実施時期についます。	は、当該閣議決定に基づき、農業関係者による決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置につ			

区分(案)	0
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連 番号:2

受付日	所管省庁への検討要請日 令和5年11月17日 回答取りまとめ日 令和6年1月19日
提案事項	店舗納品荷下ろし時の路上駐車規制緩和
具体的内容	店舗納品荷下ろし時の路上駐車について、「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取組んでいただいているが、更なる規制緩和、取組みの拡大をしていただきたい。
提案理由	首都圏や都市部中心に、店舗敷地に駐車場を構えることができない店舗が多くあり、その場合は駐車が可能な路上に配送用トラックを停め、納品作業を行わざるを得ないケースが多くある状況である。配送車両の駐車場所を確保できないことで、店舗から離れた駐車が可能な路上から納品作業を行うことで作業時間が伸びてしまい、結果として、配送ドライバーの労働時間増加、不要な排気ガス(CO2)の増加に繋がっている。「貨物集配中車両専用の駐車場所整備」、「オンラインによる駐車許可証発行」等に取組んでいただいているが、専用駐車場所の数が少ないこと、駐車可能な時間が限られていること、また、駐車許可自体が下り難いことで、実務で十分に活用できていない状況もある。規制緩和により、配送業務の効率化が図られることは、政府が掲げる成長戦略にもある、「カーボンニュートラル」や「中小企業の労働生産性向上」にも繋がると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会
<i>3.</i> C.F.(4	
	所管省庁 警察庁国土交通省
制度の現状	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の 道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車 禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うことされ、その規制は、対象を限 定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。 また、都道府県公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、駐車規制の対象とされる道路 の部分に駐車することが可能となっております。
該当法令等	道路交通法第4条第1項及び第2項、第45条第1項
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流の妨げとなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は必要不可欠です。他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止規制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化に繋がる施策を行っているところです。また、駐車許可については、警察庁のウェブサイトに警察行政手続サイトを開設し、過去に許可を受けた同一内容のもの等について、オンラインによる申請が可能となっており、申請者の更なる利便性の向上にも努めているところです。引き続き、地方公共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限のものとなるよう、駐車規制の見直し等を推進してまいります。

区分(案) ◎

提案内容に関する所管省庁の回答

地域産業活性化班関連 番号:3

受付日	所管省庁への検討要請日 令和5年11月17日 回答取りまとめ日 令和6年1月19
是案事項	駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証の発行
具体的内容	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送において、安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行していただきたい。
提案理由	商品配送時駐車場がなく、且つ、近隣に配送用の駐車場が別途確保できない店舗への配送においては、現状、店舗から離れた駐車が可能な路上に駐車しなければ商品配送が行えない状況である。今後、配送員の労働環境の改善も求められる社会情勢の中、安心・安全及び環境に配慮した配送を行うには、店舗近隣にて駐車が可能路上に駐車を行う必要があると考える。コンビニエンスストアをはじめ、日常生活に必要な商品の販売のみならず、災害時の対応等地域の不便を解消し続けることにより、社会・生活インフラの役割を果たす店舗は数多くある。停車時間は5分以内と規定されているが、加工食品等は荷下ろしには時間を要する。安全配慮策を併せて講じることで特別枠として駐車禁止道路への小型貨物車両の停車時間拡大(規制緩和)及び特別許可証を発行しいただくことにより、配送効率向上に繋がると考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会
	所管省庁 警察庁国土交通省
制度の現状	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、駐車禁止等の交通規制を行うことができることとされています。 例えば、駐車禁止等の交通規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行うことされ、その規制は、対象を定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行うことができるとされています。
該当法令等	道路交通法第4条第1項及び第2項
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	違法駐車をはじめとする無秩序な駐車は、交通事故の原因となり得るものであるほか、交通渋滞を生じさせて円滑な物流のけたなったり、バスの定時運行の支障となったりするなど、社会経済活動等に大きな損失を発生させるとともに、地域住民の生活環境を害することもあるものであることから、一定の駐車規制は不可欠です。 他方、物流業界は国民生活上重要な役割を果たしているものであることから、警察庁においては、「貨物集配中の車両に係・駐車規制の見直しに向けた継続的な取組の推進について」(令和5年2月9日付け警察庁丙規発第4号ほか)を各都道府県警察に発出し、安全かつ円滑に駐車できる場所における駐車規制の見直しをするに当たっては、貨物集配中の車両を駐車禁止制の対象から除いたり、道路管理者と連携して駐車スペースの確保を検討するなどの必要な指示等を行い、物流の効率化にがる施策を行っているところです。現在、貨物集配中の車両については、場所の特性に応じて駐車規制の見直しを進めているところですので、引き続き、地方・共団体等に対して路外駐車場の整備等について働き掛けながら、駐車規制が交通の安全と円滑を確保する上で必要最小限でものとなるよう、駐車規制の見直しを推進してまいります。

区分(案) ◎

地域産業活性化班関連 番号:4

受付日		所管省庁への検討要	請日 今和	05年11月17日 [[回答取りまとめ日	令和5年12月13日
×17.1		meen woking	171	но 1 1177177 г.		134HO 1 127110H
提案事項	食品寄贈における	食品関連事業者の免責	Į			
具体的内容	い。				際に、製造者責任を免責	·
提案理由	困、災害等によりが 支援」と記載がある 者が商品を販売し 時における異物混 点での製造元の責 寄与できると考える	必要な食べ物を十分に る。しかし、食品衛生法・ た時と同等の責任を負 入、細菌等の汚染といっ 任を免責としていただる 。	入手することが や製造物責任派 うことになってし った最低限の責	できない者にこれ まに基づき、贈り いるため、商品習 責任を食品関連	ご食べることができる食れを提供するための活動を提供するための活動をによる損害が発生したい といい といい といい といながら、配い はいながら、配い はいながら、配い はいながら、配い はいない はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はい	動が円滑に行われる場合、食品関連事業 場となっている。製造 記送や管理といった観
提案主体	(一社)日本フラン・	チャイズチェーン協会				
						1
	所管省庁	消費者庁厚生労働省	•			A = 00 ×
	あっても、事故がま	己きてしまった場合には	、製造物責任法	法に基づく製造物	く社会貢献的な目的で無効責任等を問われる可能 ・公衆衛生の見地から必	性があります 。
制度の現状	置を講ずることによ しています。 当該目的を踏まだ を販売することや、	らり、飲食に起因する衛 え、食品衛生法第6条に 販売するために製造、	生上の危害の -規定されてい 加工、調理、関	発生を防止し、も るような、直ちに	もって国民の健康の保証 :人の健康を害するおそ	髪を図ることを目的と
該当法令等	【消費者庁】 【厚生労働省】 (目的) 食品衛生法第6条 (販売等を禁止され	製造物責任法第 食品衛生法第1 いる食品及び添加物)				
対応の分類	【消費者庁】	検討に着手 【厚:	生労働省】	対応不可		
対応の概要	フードバンク、こどで 令和5年10月13日 計を進めていく上で 責任を問わないと 起こされ、結果とし 頼性を高める枠組 この場で確認され 関係省庁全体で検	も食堂など、各方面の領に開催された食品ロスト での論点をお示ししましずる制度を日本にいきなて寄附が進まない可能 みを考える必要がある。 いた論点等を踏まえ、年	即意見を丁寧に 削減推進会議 た。米国のよう より導入すると、 性があり、むし のではないかと	お聞きしながらこおいて、食品では、善意の食品は、善意の食品は、関係事業者に、ろ、関係する事にいった点が確認	はみを活用して、これまで検討を進めているところ を対きに係る法的責任の 提供について、一律の身 よる食品管理等に係る。 業者同士の信頼関係や とれました。 方面の御意見を更に丁 ³	です。 の在り方について検 民事・刑事上の法的 Eラルハザードが引き ・最終受益者からの信 寧にお聞きしながら、
	ついて必要な調査	を実施し、原因施設の	営業の禁停止る	と含め、事案に「	B局は、食品衛生法に基 なじた対応をとることとな かに提供された食品であ	ります。これは、健康

区分(案) △